

議案第 4 7 号

令和 5 年度

南阿蘇村簡易水道特別会計補正予算書

(第 1 号)

令和5年度 南阿蘇村簡易水道特別会計補正予算（第1号）

令和5年度南阿蘇村簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 23,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 416,155千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年6月12日 提出

南阿蘇村長 吉良 清一

第 1 表
1 歳 入

歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 村 債		186,900	23,000	209,900
	1 村 債	186,900	23,000	209,900
歳 入	合 計	393,155	23,000	416,155

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		317,819	23,000	340,819
	1 総務管理費	317,819	23,000	340,819
歳 出	合 計	393,155	23,000	416,155

第2表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
簡易水道事業債	88,000	証 借 書 入	4.00%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により銀行その他の債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により繰上げ償還することができる。	99,500	証 借 書 入	4.00%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により銀行その他の債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により繰上げ償還することができる。
過疎対策事業債	97,500				109,000			
公営企業会計適用債	1,400				1,400			
合 計	186,900				209,900			

令和 5 年度

南阿蘇村簡易水道特別会計補正予算事項別明細書

(第 1 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 村債	186,900	23,000	209,900
歳入合計	393,155	23,000	416,155

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	317,819	23,000	340,819		23,000		
歳出合計	393,155	23,000	416,155		23,000		

2 歳 入

(7 款) 村 債
(1 項) 村 債

(単位：千円)

7	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
		村 債	186,900	23,000	209,900			
	1	村 債	186,900	23,000	209,900			
		1 簡易水道事業債	186,900	23,000	209,900	1 簡易水道事業債	23,000	簡易水道事業債 11,500 過疎対策事業債 11,500

